

金利先物等金融先物取引の利便性向上策について

1. 取引時間の延長

市場参加者より、現行の取引終了時刻（午後 6 時）に対し、欧州時間帯をカバーするため、円短期金利先物のマザーマーケットである本取引所での取引時間の延長を強く要請されています。

取引時間の延長により、取引の機会が増えるとともに、他の商品との組み合わせ（例えば Euronext.liffe に上場されている Euribor 金利先物との裁定）など新たな収益機会が期待されます。

現行取引時間 : 9:00 ~ 18:00



変更後 : 9:00 ~ 20:00

・実施予定時期 2007 年 2 月

(補足)

- 本取引所では取引時間に関して、現在、国内総生産（GDP）速報値・消費者物価指数（全国）・鉱工業生産指数速報値・日銀短観公表日には 15 分間の取引開始時刻の繰上げを実施しております。
- 清算価格の算出は従来同様 15:30 に行うことから、当日付取引の清算業務に関する処理は従来同様です。

2. ユーロ円 3 カ月金利先物オプションの値付取引参加者制度の再開

日本銀行の金融政策の変更以来、取引が急速に拡大し、特に海外投資家からニーズの高いオプションについて取引機会増大策として、値付参加者制度再開が要請されています。本制度再開により、オプションはもとより、ユーロ円金利先物との裁定取引等、取引の増大も期待されます。

・実施予定時期 2007 年 1 月

値付参加者とは： 市場の流動性を高めるため、一定のオプション銘柄に一定の数量以上の売り呼び値及び買い呼び値の双方を連続して又は同時に提示する取引参加者（投資家）のことをいいます。

3. ブロック取引の制度変更

本邦初、グローバルスタンダードへの変更

海外投資家などのニーズに応え、利便性向上を図るため、取引成立の価格承認基準をグローバルスタンダードに変更します。本基準は、国内では初の採用となります。

ブロック取引とは：オークション方式によらず、一定の数量以上で、同一限月又は同一銘柄の売付取引と買付取引を同時に成立させる取引。取引参加者が限月（銘柄）・数量・価格等を取引所に申請し、取引所が承認する制度です。

【変更内容:ブロック取引における価格承認基準】

現行 : 取引参加者が申請した価格が、原則、申請時直前 15 分間の市場における高値・安値の範囲内であること



変更後 : 申請の価格が、適正かつ合理的 (fair and reasonable price) であること

本基準は、CME、Euronext.liffe など海外の主要取引所にて採用されているもの。

・実施日 2006 年 11 月 6 日（既に実施済みです。）

金利先物等金融先物取引の利便性向上策について

4. 清算システムの機能向上

取引参加者のご要望を踏まえ、海外制度も参考に、清算業務の利便性向上及び業務効率化のため、清算システムの機能向上を実施します。

【主な項目】

(1) 建玉数量確定方法の多様化

当日の建玉数量の確定方法として、従来の転売買戻し申告（新規・転売・買戻しの別の申告）を行う方法に加え、当日の建玉数量を申告することで、転売買戻し数量の申告を不要とする方法を追加するもので、清算業務の利便性及び効率化に資するものです。

(2) C L I P にギブアップ申告等の訂正機能を付加する

昨今、取引参加者の利用が増加している C L I P に、ギブアップ申告等の訂正機能を付加し、C L I P の機能を向上させるものです。

C L I P (CLEARING INTERFACE PROTOCOL) : 取引参加者のバックシステムと本取引所の清算システムとの接続機能

(3) 各種申告等の画面設計変更など

各種申告・照会等の操作性の向上を図るものです。

・実施予定時期 2007年5月

以 上